

中学生の「生活力アップ」

めざそう！

かしこ

賢い消費者



私たち中学生もコンビニでおにぎりを買って食べたり、パソコンやインターネットを利用したりして生活しているよね。私たちは、生まれてから一生をとおして、ものを「買う」「使う」「食べる」「捨てる」を繰り返している消費者。

でも、毎日何気なく行っている消費行動にも「ルール」があるんだ。

自分の周りにあふれる情報を適切に判断し、^{かしこ}賢い消費者として生き抜く力を身につけ、^め賢い消費者をめざそう！

発行



長崎県

県民生活部 食品安全・消費生活課
長崎県消費者教育推進連絡協議会

“消費者力アップ!”クイズ

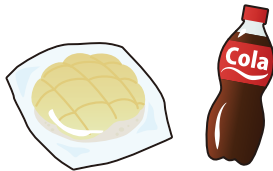
Let's try!

私たちは自分のくらしのために、お金を払って物(商品やサービス)を買う「消費者」です。消費者をめぐるトラブルは私たちの周りにたくさん起こっています。自分の周りにあふれる情報を適切に判断し、かしこい消費者として生き抜く力を身につけましょう!

sapo之助



Q1 コンビニでジュースとパンを買った。これって契約?



☐ YES
☐ NO

Q6 昨日、自宅に新聞店員が来てしつこく勧められ、仕方なく来月から半年間の講読契約をした。クーリング・オフできる?



☐ YES
☐ NO

Q2 契約書にハンコを押してなければ、契約は成立していない?



☐ YES
☐ NO

Q7 ネットオークションで前から欲しかった限定のバッグを見つけたので落札したい。高額だけど先に払っても問題ない?



☐ YES
☐ NO

Q3 バイクが欲しくて店に行き、店員に20歳とうそをついて購入したが、親に見つかったら反対された。未成年契約者の取消しができる?



☐ YES
☐ NO

Q8 友達と一緒に買い物に行き、「あとでお金を返すからクレジットカードを貸して」といわれ、私のカードで買い物をしたが、いつまでも払ってくれない。カードの代金は私が払うの?



☐ YES
☐ NO

Q4 英会話教室の契約をして通ってみたが、自分にあわないのでやめたい。中途解約できる?



☐ YES
☐ NO

Q9 友人が借りた消費者金融から請求書が連帯保証人である私宛に届いた。払わなければならないの?



☐ YES
☐ NO

Q5 雑誌を見て申し込んだアクセサリーが送られてきたけれど、気に入らなかった。クーリング・オフできる?



☐ YES
☐ NO

Q10 インターネットの広告を見ようとクリックしたら、「お申し込みありがとうございます。代金はこちらにお振り込みください。」という画面が出た。払わなければならないの?



☐ YES
☐ NO

目次

I あなたも消費者

1. 家庭生活と消費 3
2. 商品の選択と購入 4

II 契約・取引

1. 契約ってどんなこと？ 9
2. 契約の基礎知識 10
3. クレジットについて 11
4. 契約を解除したい時にはクーリング・オフ制度がある 12

III よりよい消費生活のために

1. 消費生活のトラブルを防ごう 15
2. 要注意！スマホ・ネットの落とし穴 18

IV 消費者の権利と責任

1. 消費者とは？ 23
2. 消費者の権利と責任って？ 24
3. 消費者を支える仕組み 28

V 環境に配慮した生活

1. 持続可能な社会を目指して 29
2. 地球温暖化対策 CO₂を減らすには？ 30

VI 暮らしの中の安全を考えよう！

1. 暮らしの中の危険！あなたならどうする？ 31
2. 知ってる？「食品の期限表示」 34

僕は「長崎県消費者サポートメール」の愛称募集で生まれたんだよ。
消費者をサポートするという意味だよ。サポートを「sapo」とし、力強く消費者を
助けるという意味も込めて「助」なんだ。みんなに賢い消費者になってもらうた
めに僕がサポートするよ！



sapo之助

消費者力アップ！クイズ回答

Q1: YES Q2: NO Q3: NO Q4: YES Q5: NO Q6: YES Q7: NO Q8: YES Q9: YES Q10: NO